

令和5年度

つくば市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

つくば市監査委員

# 目 次

## 令和5年度つくば市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1	基準に準拠している旨	1
第2	審査の種類	1
第3	審査の対象	1
第4	審査の着眼点	1
第5	審査の主な実施内容	1
第6	審査の実施場所及び日程	1
第7	審査の結果	1
1	健全化判断比率の状況	2
	(1) 実質赤字比率	
	(2) 連結実質赤字比率	
	(3) 実質公債費比率	
	(4) 将来負担比率	
2	資金不足比率の状況	6
3	審査意見	6

6監第101号  
令和6年(2024年)8月19日

つくば市長 五十嵐 立青 様

つくば市監査委員 高橋 博之

つくば市監査委員 沖田 浩

つくば市監査委員 小久保 貴史

令和5年度つくば市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書  
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定のに基づき審査に付された令和5年度つくば市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を提出します。



## 令和5年度つくば市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

### 第1 基準に準拠している旨

監査委員は、つくば市監査基準（令和2年つくば市監査委員告示第1号）に準拠して審査を行った。

### 第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく審査

### 第3 審査の対象

- 1 健全化判断比率
  - (1) 実質赤字比率
  - (2) 連結実質赤字比率
  - (3) 実質公債費比率
  - (4) 将来負担比率
- 2 資金不足比率
- 3 審査に付された比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第4 審査の着眼点

- 1 健全化判断比率及び資金不足比率は関係法令に基づき適正に算定されているか。
- 2 各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているか。

### 第5 審査の主な実施内容

算定の基礎となる事項を記載した書類と関係書類を照合するとともに、関係職員からの説明を聴取して実施した。

### 第6 審査の実施場所及び日程

- 1 場所 本庁舎会議室
- 2 日程 令和6年（2024年）8月6日から令和6年（2024年）8月19日まで

### 第7 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。

なお、当年度の各比率と審査意見は、次のとおりである。

## 1 健全化判断比率の状況

(単位：%)

比率名	5年度	4年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
(1) 実質赤字比率	－	－	－	11.25	20.00
(2) 連結実質赤字比率	－	－	－	16.25	30.00
(3) 実質公債費比率	6.3	5.5	0.8	25.0	35.0
(4) 将来負担比率	28.6	7.4	21.2	350.0	－

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率「－」表示は、それぞれ赤字がないことを示している。

### (1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等（一般会計及びつくば市等公平委員会特別会計）の実質赤字額の標準財政規模※に対する比率である。これは、一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を表すものである。

※ 標準財政規模は、地方公共団体の経常的一般財源（使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源）の標準的な大きさを示す指標で、標準税収入額等（地方税、地方譲与税等の理論上標準的な収入見込額）に普通交付税、臨時財政対策債発行可能額を加えた額である。

### 【実質赤字比率の状況】

(単位：千円、%)

区 分		5年度	4年度	3年度
実 質 収 支 額	一般会計	4,085,593	4,316,985	6,262,859
	つくば市等公平委員会特別会計	234	453	672
	一般会計等	A 4,085,827	4,317,438	6,263,531
標準財政規模	B	58,059,036	55,360,348	51,472,087
実質赤字比率	$-A/B \times 100$	－ (△7.03)	－ (△7.79)	－ (△12.16)
早期健全化基準		11.25		
財政再生基準		20.00		

(注) 実質赤字比率は算定した結果が赤字でないため、「－」で表示した。( )内の数値は計算結果に基づく数値を参考として表示した。

## (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計及び特別会計（財産区を除く。）並びに公営企業会計全ての会計の赤字や黒字を合算し、市全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを表すものである。

### 【連結実質赤字比率の状況】

(単位：千円、%)

区 分		5年度	4年度	3年度
一般会計等（実質収支額）	A	4,085,827	4,317,438	6,263,531
一般会計		4,085,593	4,316,985	6,262,859
つくば市等公平委員会特別会計		234	453	672
一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の会計（実質収支額）	B	667,755	1,046,263	1,353,312
国民健康保険特別会計		177,241	425,471	797,485
介護保険事業特別会計		485,783	573,577	548,203
後期高齢者医療特別会計		4,731	47,215	7,624
法適用企業（資金不足・剰余額）	C	5,563,239	4,133,372	2,839,182
水道事業会計		2,853,365	2,146,871	1,576,098
下水道事業会計		2,709,874	1,986,501	1,263,084
合 計 A+B+C	D	10,316,821	9,497,073	10,456,025
標準財政規模	E	58,059,036	55,360,348	51,472,087
連結実質赤字比率 $-D/E \times 100$		- (△17.76)	- (△17.15)	- (△20.31)
早期健全化基準			16.25	
財政再生基準			30.00	

(注) 連結実質赤字比率は算定した結果が赤字でないため、「-」で表示した。( )内の数値は計算結果に基づく数値を参考として表示した。

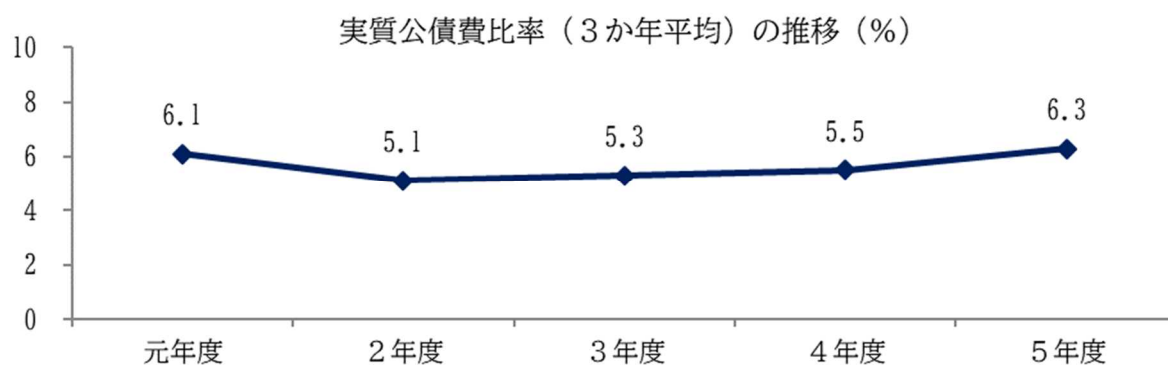
### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、地方債（借入金）の返済額及びこれに準ずる経費の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を表すものである。

#### 【実質公債費比率の状況】

(単位：千円、%)

区 分		5年度	4年度	3年度
元利償還金	A	6,327,972	6,345,205	6,727,672
準元利償還金	B	2,304,651	2,272,782	2,251,731
特定財源	C	1,476,720	1,426,264	1,715,384
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	D	3,736,680	4,004,119	4,184,092
標準財政規模	E	58,059,036	55,360,348	51,472,087
単年度実質公債費比率 (A+B)-(C+D)/(E-D)×100		6.3	6.2	6.5
実質公債費比率 (3か年平均)	3年度～5年度		2年度～4年度	元年度～3年度
	6.3		5.5	5.3
早期健全化基準		25.0		
財政再生基準		35.0		



### (4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。これは、一般会計等の借入金や将来支払う可能性のある負担等現時点での状況を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを表すものである。

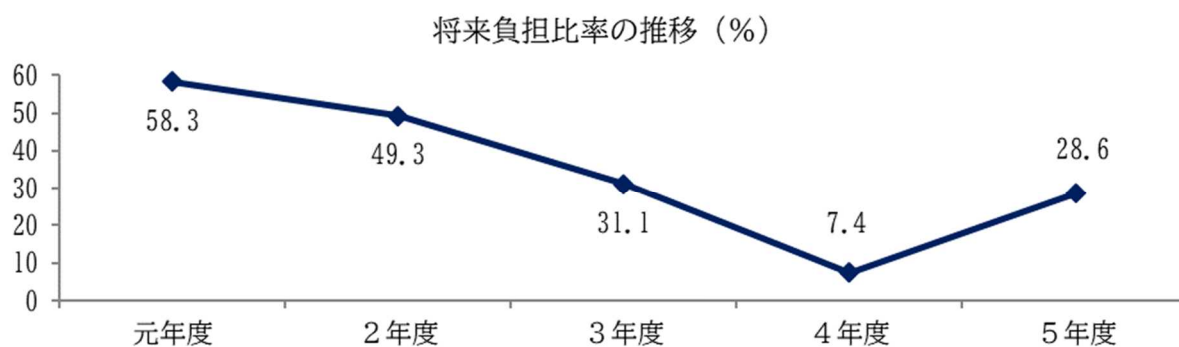


【将来負担比率の状況】

(単位：千円、%)

区 分		5年度	4年度	3年度
将来負担額 ※ 1	A	86,993,232	79,022,008	79,307,512
充当可能財源等 ※ 2	B	71,451,950	75,213,611	64,600,169
標準財政規模	C	58,059,036	55,360,348	51,472,087
基準財政需要額 算入公債費等の額	D	3,736,680	4,004,119	4,184,092
将来負担比率 [(A-B)/(C-D)]×100		28.6	7.4	31.1
早期健全化基準		350.0		

(注) 将来の財政悪化の可能性を示す指標であるため、財政再生基準は設定されていない。



※ 1 将来負担額 [アからクまでの合計額]

- ア 当年度末における一般会計等に係る地方債の現在高
- イ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額
- エ 組合が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額
- オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額
- カ 設立法人の負債額等に係る一般会計等負担見込額
- キ 連結実質赤字額
- ク 組合の連結実質赤字相当額に係る一般会計等負担見込額

※ 2 充当可能財源等 [アからウまでの合計額]

- ア 地方債の償還額等に充当可能な基金
- イ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入
- ウ 地方債の償還等に要する経費として基準財源需要額に算入されることが見込まれる額

## 2 資金不足比率の状況

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、経営状況の深刻度を表すものである。資金不足比率算定の対象となるのは、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の規定の全部又は一部を適用する事業及び地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）第 46 条に規定する事業である。

### 【資金不足比率の状況】

（単位：千円、％）

会計名	資金不足額 A	事業の規模 B	資金不足比率 A/B	令和 5 年度 資金不足比率	経営健全化 基準
水道事業会計	－	5,160,750	－	－	20.0
下水道事業会計	－	4,335,961	－	－	

（注）「－」表示は、該当数値がないことを示している。

## 3 審査意見

令和 5 年度における健全化判断比率等のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率については、実質赤字あるいは資金不足が発生していないため、前年度に引き続き各比率は算定されない。実質公債費比率は 6.3％で、前年度に比べ 0.8 ポイント上昇した。将来負担比率は 28.6％で、前年度に比べ 21.2 ポイント上昇した。

つくば市の健全化判断比率は早期健全化基準を、資金不足比率は経営健全化基準を下回っており、財政の健全性が保たれていることが認められた。

今後も各比率の推移に十分留意し、引き続き中長期的な視点に立って、健全な財政運営に取り組まれない。

### <参考> 健全化判断比率等の対象となる会計の範囲

